



基発第0327005号
平成14年3月27日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

じん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取扱いについて

じん肺有所見者（石綿肺にかかっている者を除く。以下同じ。）に発生した肺がんの労災補償上の取扱いについては、昭和53年11月2日付け基発第608号により示していたところであるが、今般、「じん肺有所見者の肺がんに係る医療実践上の不利益に関する専門検討会」の検討結果を踏まえ、労災補償上の取扱いを下記のとおり改正することとしたので、今後の事務処理に遺漏のないよう万全を期されたい。

なお、本通達の施行に伴い、昭和53年11月2日付け基発第608号は廃止する。

記

じん肺法第4条第2項に掲げるじん肺管理区分（以下「じん肺管理区分」という。）が管理3又は管理4と決定された者に発生した原発性の肺がんについては、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する疾病として取り扱うこと。

なお、現に決定を受けているじん肺管理区分が管理3若しくは管理4でない場合又はじん肺管理区分の決定が行われていない場合において、当該労働者が死亡し、又は重篤な疾病にかかっている等のため、じん肺法第15条第1項の規定に基づく随時申請を行うことが不可能又は困難であると認められるときは、地方じん肺診査医による当該労働者のじん肺の進展度及び病態に関する総合的な判断により、じん肺管理区分が管理3又は管理4に相当すると認められる者に発生した原発性の肺がんについても同様に取り扱い差し支えない。



基勞補発第0327001号
平成14年3月27日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(公印省略)

じん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取扱いに関する
留意事項について

じん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取扱いについては、平成14年3月27日付け基発第0327005号（以下「局長通達」という。）をもって改正されたところであるが、この取扱いに当たっては、下記の事項に留意のうえ、その円滑な運用を図るよう配意願いたい。

なお、昭和53年11月2日付け事務連絡第42号及び平成13年5月29日付け基勞補発第14号は廃止する。

記

1 改正の趣旨

じん肺有所見者に発生した原発性の肺がんについては、わが国ではじん肺症に肺がんの合併する頻度が一般人口における場合よりも高いこと並びに進展したじん肺症の病態のもとでは肺がんの早期発見が困難となること及び治療の適用範囲が狭められること等の医療実践上の不利益の観点から、昭和53年11月2日付け基発第608号に基づく取扱いを行ってきたところである。

今般、じん肺の進展度と医療実践上の不利益の程度との関係について臨床症例を収集し、画像診断面及び治療面から検討を行ってきた「じん肺有所見者の肺がんに係る医療実践上の不利益に関する専門検討会」から、じん肺有所見者に発生した原発性の肺がんについて、じん肺法第4条第2項に掲げるじん肺管理区分（以下「じん肺管理区分」という。）が管理4では明らかな医療実践上の不利益があると認められたことに加え、管理3でも明らかな医療実践上の不利益が存在すると判断するとの検討結果報告書が提出されたところである。

これを踏まえ、じん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取扱いが改正

されたものである。

2 「じん肺管理区分が管理3又は管理4に相当すると認められる者」について

局長通達に示された「じん肺管理区分が管理3又は管理4に相当すると認められる者」とは、エックス線写真、肺機能検査結果、胸部臨床所見等から、じん肺の進展度及び病態を地方じん肺診査医が総合的に判断した結果、じん肺管理区分の管理3又は管理4に相当すると認められる者をいう。

なお、地方じん肺診査医による判断が困難な事案については、関係資料を添えて本省補償課に相談すること。